

大館市森林整備促進対策事業費補助金

市内の森林において実施する森林整備事業に要する経費について、大館市が支援します！

補助対象事業

県の補助事業対象の植栽、雪起し、下刈り、除伐、枝打ち、間伐、整理伐
県の補助事業に該当しない植栽

事業実施主体

補助対象事業の実施主体は次のとおりとします。

- (1) 森林法に規定する森林所有者
- (2) 森林組合及び森林経営計画の認定を受けた林業事業者



補助金の額等

補助金の額等は下表のとおりです。

	補助対象内容	補助額
(1) 県の補助事業に該当するもの	植栽	要した経費の20%以内
	雪起し	要した経費の20%以内
	下刈り	要した経費の20%以内
	除伐	要した経費の20%以内
	枝打ち	要した経費の20%以内
	間伐	要した経費の20%以内
	整理伐	要した経費の20%以内
(2) 県の補助事業に該当しないもの	植栽	要した経費の60%以内

※(1) 各項目とも上限額は県実施要領で定める標準経費の20%で、植栽は1ha当たり15万円まで、間伐、整理伐は1ha当たり10万円までとなります。また植栽はりモトセンシング技術を活用した場合、その経費も標準単価以内で補助対象となります。(2) 上限額は県実施要領で定める標準経費の60%。

申請手続き

補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて林政課森林整備係へ提出してください。

- (1) 収支精算書
- (2) 内訳書(事業の経費の内訳を証する書類又はその写し)
- (3) 施業図
- (4) 事業の完了を証明できる写真
- (5) 県補助事業にあっては県補助金に係る補助金交付決定通知書の写し
- (6) 市税等の未納がないことを証する書類
(法人・団体等においては、法人・団体等及び代表者たる者に係る書類)
- (7) その他市長が必要と認める書類



お問い合わせ先

大館市産業部林政課森林整備係 〒017-0897 大館市字三ノ丸13番地19 ☎43-7147

申請書等は[大館市ホームページ](#)でダウンロードすることもできます

この補助事業の紹介ページは[こちら](https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/shinrin/p10592) <https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/shinrin/p10592>